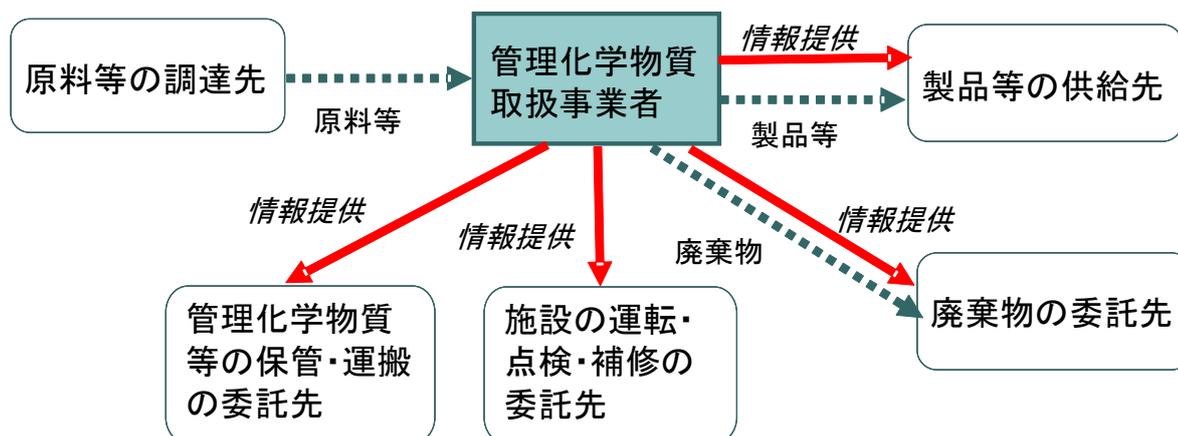


第7章 事業者間の情報提供について

事業者が大阪府化学物質管理制度に基づく届出をする場合、原材料や製品に含有される化学物質情報が必要です。関係事業者が円滑に届出書の作成ができるよう、事業者間の情報提供をお願いします。



提供する情報 管理化学物質等の性状・取扱いに関する情報等
(含有する管理化学物質の濃度に関する情報を含む)

排出量等の把握と届出が必要になるVOC(揮発性有機化合物)には、国の法令^{※1}によるSDS制度^{※2}の対象とされていない物質もあり、事業者が取扱量等を把握するために必要な情報を入手できないことがあります。そこで、府条例では、管理化学物質取扱事業者(p6-1参照)は、化学物質の性状及び取扱いに関する情報(対象化学物質の含有率を含む)の提供に努めなければならないとの規定を設けています。

化学物質の性状・取り扱い情報の提供は、JIS Z 7253(2019)「安全データシート(SDS)」で記述内容が定められたSDSを提供することによって行なってください。

なお、他府県や国外の事業者から原料、部品等を購入調達している場合においても、購入調達元の事業者へこの府条例に対する貴社の対応についての理解を求め、出来るだけ必要な情報提供をしていただけるよう努めてください。

※1 SDS制度を規定している法令

・ 化管法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法

※2 SDS(Safety Data Sheet)制度とは、対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を事業者間で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報を記載したSDSの提供を義務付ける制度です。